



2025年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社シイエム・シイ
代 表 者 名 代表取締役社長 佐々 幸恭
(コード: 2185、東証スタンダード・名証メイン)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役CFO 杉原 修巳
(TEL. 052-322-3386)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2017年12月22日開催の当社第56期定時株主総会及び2019年12月20日開催の当社第58期定時株主総会において、当社の取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度につきご承認いただいております。

また、本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は2025年12月19日開催予定の第64期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認を得られることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度を改定し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に関する議案をあらためて本株主総会に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、本株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

記

1. 本制度の目的及び改定の条件

(1) 本制度の目的

本制度は、対象取締役に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さんと共に共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とするものです。

(2) 改定の条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2017年12月22日開催の当社第56期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、2007年12月20日開催の当社第46期定時株主総会で決議された当社の取締役に対する報酬限度額（年額250百万円）の範囲内で、年額55百万円以内に設定することをご承認いただいております。

本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額55百万円以内とし、本制度により発行又は処分する当社の普通株式の総数は年30,000株（ただし、当社普通株式の株式分割（株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合には、その比率に応じて発行又は処分する株式数を合理的

に調整する。) を上限とすることにつき、株主の皆さんにご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度において、対象取締役は本制度に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、当社が発行又は処分する普通株式を引き受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。なお、各対象取締役に対する配分については、各対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえたうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件といたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がSMB C日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員、理事に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

以上